

八月の納税は
市民税第二期

川越
市政だより

たばこは市内で
買いましょう
市財政に御協力を

才四十号 発行川越市役所 印刷所 六三四堂印刷株式会社

援護法の一部改正
支給範囲の拡大

戦傷病者、戦没者遺族等援護法の一部が次の通り改正され、障害年金及び遺族年金、甲財金の支給範囲が拡大されましたので、該当する方は請求手続きをされる様お知らせ致します。

①障害年金(一時金を含む) 旧軍中恩給法の規定による才一級症より才三級症程度の不具障疾で、昭和十六年十二月八日以降戦地勤務中に公務上受傷罹病したものが該当します。

②遺族年金 昨年八月改正恩給法の施行と共に戦没者の死亡当時戦没者として生計を共にしていた父母が同一戸籍に在り、且つ昨年八月一日現在に於て六十才未満の遺族年金請求資格を失つた人でも、改正法により六十才に達した時は請求出来ることに改正されました。

③弔慰金 (1)対象となる死亡者の職別は軍人、準軍人で在職期間及要件は次の通りです。即ち昭和十二年七月七日以後に於ける在職期間内に公務上受傷し又は疾病にかかりこれにより死亡した者で、昭和十二年七月七日以後に於ける事変又は戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病は在職期間内に於ける公務上の負傷又は疾病とみなされます。 二、昭和二十年九月二日以後に於ける海外に於ける復員する迄の間に於ける負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視する事を相与と認める者は在職期間内に於ける公務上の負傷又は疾病とみなされます。 又、死亡の時期及び要件は

①昭和十六年十二月八日とを困難とする場合にこの恩給証書年金証書を担保として国民金融公庫より資金の融通を受けることが出来ることになりました。 ②在職期間内又はその経過後一年(結核性疾病及び精神病は三年とする)以内に当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。(註) 一、在郷死亡者は発病後一年(三年)である事 二、勤務に關連する負傷又は疾病のうち故意又は重大な過失によるものは除かれます。

②遺族の順位は昭和二十七年四月一日に於ける遺族の状況により定められます。 ③甲財金の金額は五万円以内の発行日は昭和二十九年四月一日です。

受給者の異動手續 年金、恩給受給者の身分、住所等異動せる場合の手續については次の場合は支給郵便局を經由の上恩給局へ届出する必要があります。 一、年金たる恩給を受ける権利資格を失つた場合 一、氏名を変更した場合 一、本籍又は現住所を変更した場合 一、支給局を変更する場合

恩給擔保金融について 恩給法その他の法令に規定する恩給で、年金として給されるもの、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する障害年金、又は遺族年金及び地方公共団体より給される年金で恩給法に準ずるものを受給権者であつて小口の資金を必要とし且つ銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けること

母子福祉資金貸付法
一部改正さる

扶助料裁定告知書
受領者の届出

扶助料裁定告知書 昨年八月公布されました恩給法による扶助料については現在恩給局より直接遺族のお手元へ扶助料裁定告知書が送附されて居りますが、昨年十二月以来之が届出も

「母子福祉資金の貸付等に關する法律」は、昭和二十七年十二月二十九日法律第百三十五号をもつて公布され、昨年四月一日から施行されて居ります。 本県においても初年度三、八八〇万六二〇〇円の資金を二年をこえない期間中に於いて月額千五百円以内、

一、父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童 二、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童 三、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童 四、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童

この規定は昨年四月一日にさかのぼつて適用されることになりました。 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

一、採用予定人員 二等陸士 約二〇、〇〇〇人 二等海士 約一、六〇〇人 二等空士 約一、五〇〇人 二、志願資格 (1) 年令 昭和四年十月二日から昭和十一年十月一日までに生れた心身健全な男子 (原則として獨身者) (2) 学力 新制中学卒業程度以上の学力を有する者 (3) 身体検査基準 A 身長一米五五以上、胸囲おむね身長二分の一以上 B 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 C 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 D 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 E 弁色力が海士、空士は完全な者、陸士はおむね完全な者 F 聴力が正常な者 G 休職完全、伝染病疾患、慢性疾患、奇型四肢関節等異常のない者 H 欠格事項に該当しない者

一、父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童 二、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童 三、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童 四、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童

一、父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童 二、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童 三、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童 四、父母が海外に在り、長期にわたつて労働能力を失つて居ることにより、その扶養を受けることができない児童



写真説明 新宿に新しく興営アパートと並んで市管アパートが出ました。 四畳半、それに二畳程の板の間に、各部屋に炊事場、便所、洗濯場、ベランダがついて居り、ガス、水道も付いて居るといふ便利さで

陸海上空
自衛官志願案内

自衛隊は、わが国の平和と獨立を守り國の安全を保つため直接侵略、間接侵略に對しわが國を防衛することを主たる任務とし、必要に於て公共の秩序の維持に當るものです。 今国防衛隊では次の要領により陸、海、空士(戦前の二等兵相当者)の募集を行つて居ります。

商業統計調査
(九月一日現在)

通商産業省では、九月一日を期して全國一斉に商業の實態を明らかにするために昭和二十九年商業調査を実施します。

一、採用予定人員 二等陸士 約二〇、〇〇〇人 二等海士 約一、六〇〇人 二等空士 約一、五〇〇人 二、志願資格 (1) 年令 昭和四年十月二日から昭和十一年十月一日までに生れた心身健全な男子 (原則として獨身者) (2) 学力 新制中学卒業程度以上の学力を有する者 (3) 身体検査基準 A 身長一米五五以上、胸囲おむね身長二分の一以上 B 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 C 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 D 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 E 弁色力が海士、空士は完全な者、陸士はおむね完全な者 F 聴力が正常な者 G 休職完全、伝染病疾患、慢性疾患、奇型四肢関節等異常のない者 H 欠格事項に該当しない者

右は何れも税金に關係なく統計を作る目的以外に利用することは法律で堅く禁止されて居りますからどうか正確なありのままの申告をして願ひ致します (商工課統計係)

一、採用予定人員 二等陸士 約二〇、〇〇〇人 二等海士 約一、六〇〇人 二等空士 約一、五〇〇人 二、志願資格 (1) 年令 昭和四年十月二日から昭和十一年十月一日までに生れた心身健全な男子 (原則として獨身者) (2) 学力 新制中学卒業程度以上の学力を有する者 (3) 身体検査基準 A 身長一米五五以上、胸囲おむね身長二分の一以上 B 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 C 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 D 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 E 弁色力が海士、空士は完全な者、陸士はおむね完全な者 F 聴力が正常な者 G 休職完全、伝染病疾患、慢性疾患、奇型四肢関節等異常のない者 H 欠格事項に該当しない者

一、採用予定人員 二等陸士 約二〇、〇〇〇人 二等海士 約一、六〇〇人 二等空士 約一、五〇〇人 二、志願資格 (1) 年令 昭和四年十月二日から昭和十一年十月一日までに生れた心身健全な男子 (原則として獨身者) (2) 学力 新制中学卒業程度以上の学力を有する者 (3) 身体検査基準 A 身長一米五五以上、胸囲おむね身長二分の一以上 B 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 C 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 D 眼鏡をかける必要はない者は両眼とも〇、六以上の視力がある者 E 弁色力が海士、空士は完全な者、陸士はおむね完全な者 F 聴力が正常な者 G 休職完全、伝染病疾患、慢性疾患、奇型四肢関節等異常のない者 H 欠格事項に該当しない者

